

(別冊)

# 横手市国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価と  
回避するための推進方針

(令和4年5月 改訂)

# 【 目 次 】

## <目標及び最悪の事態想定>

<b>目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</b>	
1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	1
1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	5
1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生	7
1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	10
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	12
1-6 防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	16
<b>目標 2. 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)</b>	
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	19
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	21
2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞	24
2-4 多数の帰宅困難者(観光客含む)等の発生に伴う避難所等の不足	27
2-5 医療、福祉施設及び関係者の不足・被災等による医療機能等の麻痺	30
2-6 被災地における感染症等の大規模発生	32
<b>目標 3. 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する</b>	
3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	33
<b>目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや 情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</b>	
4-1 地域交通ネットワークが分断する事態	37
4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止	39
4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止	40
4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	41
4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	43
4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	44
4-7 ライフラインの復旧に大幅な遅れが発生	45
<b>目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない</b>	
5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	46
5-2 重要な商業施設の損傷、火災、爆発等	46
5-3 農業の停滞	47
<b>目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない</b>	
6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	49
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	50
<b>目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる 条件を整備する</b>	
7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態	52
7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	53
7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	54
7-4 土砂崩壊、地すべり等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	55

## 目標1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

#### ➤ 想定：耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する

##### ① 住宅の耐震化【建設部建築住宅課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化が必要であるが、住宅の耐震化率は73.0%(R2)と推計され、耐震化が遅れている状況である。今後は、住宅の耐震化の促進に向けて、市民や住宅所有者等へ、啓発や周知を行い耐震性の高い住宅を普及していく取組を推進する必要がある。</li></ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>住宅の倒壊や損壊等による人的被害や物的被害を軽減させること、火災等を防止するため、住宅の耐震化促進に向けて、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を実施する。</li></ul>

##### ② 特定建築物(※)の耐震化【建設部建築住宅課/財務部財産経営課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>市所有の特定建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定され、これらの建築物の耐震化率は、81.0%(R2)となっており、利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。また、民間の特定建築物においても多数の人々が利用されていることから、施設に付随する作物や非構造部材も含め施設全体の安全性を高める必要がある。</li></ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>特定建築物について、利用者の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画の見直しや国交付金等を活用し、また、横手市財産経営推進計画の行動計画である個別施設計画に改修工事を盛り込み、計画的に耐震化を進め建物の安全性の向上を図る。</li></ul>

※ 特定建築物:「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条に規定する建築物

##### ③ 学校の耐震化【教育総務部教育総務課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>小中学校の耐震化は、完了している。児童生徒の安全性の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、天井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する必要がある。</li></ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>児童生徒の安全の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、天井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する。</li></ul>

④ 病院及び診療所の耐震化【総務企画部危機対策課/まちづくり推進部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合病院(平鹿総合病院)及び市立病院は、耐震化されている。しかし、市内の診療所においては、建築年次が古く、耐震性が不明である。患者は迅速な避難が困難であり、死傷者が発生する危険性も高くなると見込まれることから、災害直接死を防ぐため、診療所の耐震化の促進を図る必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院に指定されている平鹿総合病院は、新耐震化基準を満たし、現在地に新築移転している。</li> <li>市立横手病院及び市立大森病院は、新耐震化基準を満たし建設されている。しかし、市内の診療所においては、建築年度が古く、耐震性が不明である。患者は迅速な避難が困難であり、死傷者が発生する危険性も高くなると見込まれることから、災害直接死を防ぐため、診療所の耐震化の促進を図る。</li> </ul>

⑤ 社会福祉施設等の耐震化【市民福祉部社会福祉課/子育て支援課/高齢ふれあい課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、その耐震化を促進する必要がある。</li> <li>社会福祉施設は、災害時に福祉避難所としての機能も備えているため、日頃から非構造部材の(天井材、建具、配管設備、電気設備等)老朽化対策も併せて推進していく必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>未耐震施設の状態把握や施設設置者の施設ごとの改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震診断、耐震改修を促進する。</li> <li>社会福祉施設は、災害時の福祉避難所としての機能も備えていることから、天井材、建具、設備機器等の落下、脱落防止対策や老朽化対策等も調査、改善策等を推進する。</li> </ul>

⑥ 指定文化財の耐震化【まちづくり推進部文化振興課/教育総務部文化財保護課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財(建造物)や伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物の一部に耐震性が不十分なケースが見られることから、居住者及び見学者の安全を図るため、建造物の耐震化や消防用設備の整備を推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財(建造物)は建築基準法の適用から除外されているが、その他の建造物と併せて、居住者及び見学者の安全を図るため、所有者に対し建造物の耐震化や消防用設備の整備を働きかけていく。</li> </ul>

➤ **想定：建築物等の倒壊により被害が拡大する**

⑦ **空き家対策【市民福祉部生活環境課/財務部財産経営課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時空き家の倒壊による道路の閉塞や交通渋滞に加え、火災の発生などが懸念されることから、適切な対応を所有者に周知する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、空き家対策に関する情報提供や調査パトロールを実施し、その所有者等に指導などをしていくほか、老朽危険空き家対策補助金の活用等による支援を実施する。</li> <li>市有建築物の空き物件については、地震、暴風等による被害の拡大を防止するため、定期的にパトロールを行い、劣化状況や敷地内の付帯設備、工作物、立木等の把握に努める。また、将来的に利活用を行わない施設は、早期に解体する。なお、解体にあたっては、建物内外における石綿等の含有についての調査も併せて行う。</li> </ul>

⑧ **都市基盤等の整備【建設部都市計画課/建築住宅課/消防本部】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物が密集する市街地等において地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、街路(都市計画道路)整備や土地区画整理事業等の都市基盤整備を一層推進する必要がある。</li> <li>道路に面するブロック塀等の倒壊は、危険かつ避難及び救助活動等の大きな妨げになることから、塀等は早期に撤去や補強の必要がある。特に道路に面した劣化や傾斜が著しい塀等については、所有者に対し改善を促す必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物が密集する市街地等において地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、街路(都市計画街路)整備や土地区画整理事業等を促進する。</li> <li>道路に面するブロック塀等について、特に緊急性が高い劣化したブロック塀等の情報があつた際はその所有者等に対して「雪国よこて安全安心住宅普及促進事業の防災減災に関する補助」の活用を促すなど、事故等の防止に向けた対策を推進する。</li> </ul>

➤ **想定：家具類の転倒により負傷する**

⑨ **家具類の固定など室内安全対策【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>家具の固定など家庭や事業所における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難も可能となることから、さらに普及啓発に取り組む必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や事業所における室内の安全確保のため、防災講話やチラシの配布などを通じ、家具の固定など普及啓発を図る。</li> </ul>

➤ 想定：火災の発生に気づかない、逃げ遅れる

⑩ 住宅用火災警報器の設置【消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用火災報知器の設置は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、未設置世帯への普及啓発に取り組む必要がある。また、地震後の通電火災を予防するため、揺れを感知して自動的に遮断する感電ブレーカーの普及にも取り組む必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災からの逃げ遅れによる死者等を出さないため、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発を図るとともに、地震後の通電火災に有効なブレーカーの普及啓発も推進する。</li> </ul>

【重要業績指標】目標年度

- ① 木造住宅の耐震化率 73.0%(R2) ⇒ 80.0%(R6)
- ② 市有特定建築物の耐震化率 81.0%(R2) ⇒ 100%(R6)
- ③ 学校(躯体)の耐震化率 100%(R2) 達成済
- ④ 病院の耐震化率 100%(R2) 達成済
- ⑧-1 都市計画道路の整備率 72.8%(R1) ⇒ 随時拡充
- ⑧-2 横手都市計画事業三枚橋地区土地区画整理事業 進捗率 96.1%(R1) ⇒ 100%(R4)
- ⑧-3 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業  
防災・減災改修工事 老朽化ブロック塀撤去補助実績 1件(R1) ⇒ 3件(R2)
- ⑩ 住宅用火災警報器の設置率 73.56%(R2) ⇒ 80.0%(R6)

【対応方策の具体的な施策】

No.	施策	現状値	目標年度	指標
1	木造住宅の耐震改修及び耐震改築 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	耐震化率 73.0% (R2)	R6	80.0%
2	木造住宅の耐震診断 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	—	R6	—
3	市有特定建築物の耐震診断 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	耐震化率 81.0% (R2)	R6	100%
4	地方街路交付金事業 (4地区)	進捗率 49.0% (R1)	R5	

## 最悪の事態 1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### ➤ 想定：河川堤防など構造物が損傷する

#### ① 河川改修等の治水対策【国/県/建設部建設課/総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中豪雨時の降雨を安全に流下させるための河道掘削、築堤、放水路整備、また、洪水を一時的に貯留するダムの整備などの治水対策を実施しているところであるが、近年、集中豪雨等による洪水被害が頻発しており、河川改修等の治水対策をより一層推進する必要がある。</li> <li>集中豪雨の際に排水路の内水氾濫が起り、市街地等の浸水常態地が、発生することから調査、対応、改善をより一層推進する必要がある。</li> <li>流域治水の考え方を基に設立された「雄物川圏域流域治水協議会」に参画しており、治水対策にかかる情報の共有や連携を強化していく必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中豪雨等による洪水被害を防止するため、放水路整備等の治水対策を実施する。</li> <li>局地的な豪雨による洪水被害や農業用水・生活用水の不足等に対応するため、雄物川をはじめとする国直轄河川の治水対策や、成瀬ダムの早期完成に向けた取組を国県と連携し推進する。</li> <li>平成 29 年7月豪雨等に発生した豪雨による甚大な被害への対応として、河川改修、堤防整備、築堤等の整備を県と連携し、河川の氾濫による家屋の浸水被害の解消を図る。</li> <li>集中豪雨の際は、国県や土地改良区などの関係機関と協力し、排水路の管理や水門の調整を行い、浸水や冠水を未然に防止するよう体制の構築を図る。また、水害が起りそうな水路についても、幹線排水路へ導く排水路の整備を推進する。</li> </ul>

#### ② 河川・ダム関連施設の老朽化対策【国/県/総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川及びダム関連施設は、洪水被害から住民の生命・財産を守るものであり、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の進行する河川・ダム関連施設について、国、県と連携し老朽化対策を計画的に推進する。</li> </ul>

➤ **想定：浸水地域に要救助者が取り残される**

③ **洪水ハザードマップの作成【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と連携し、改正水防法に基づく想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、洪水ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定しうる最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定等を踏まえ、洪水ハザードマップの作成と、想定される被害の範囲や規模、避難場所等を周知する。</li> </ul>

④ **避難指示等の判断基準等の策定(水害)【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>国のガイドラインを踏まえ、避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(水害)を策定し、広く周知する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(水害)を策定する。</li> </ul>

⑤ **要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進【市民福祉部社会福祉課/総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難行動計画の作成を促進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設に対し避難確保計画の作成を支援するなど、早期の計画作成を促す。</li> </ul>

⑥ **居住誘導区域での防災指針の策定【建設部都市計画課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>横手川及び成瀬川での想定最大浸水区域の公表を踏まえ、居住誘導区域での防災指針を策定し、方策等を進めていく必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>横手川及び成瀬川での想定最大浸水区域の公表を踏まえ、居住誘導区域での防災指針を策定し、想定される被害の範囲や規模等に応じて、避難場所等の確保のための方策を進めていく。</li> </ul>





### ③ 噴火時等の避難計画の策定【総務企画部危機対策課/消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山の特性に応じた情報収集・伝達、避難指示等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を策定する必要がある。また、避難促進施設を指定し、当該施設の管理者に対し、施設利用者への周知や必要な防災対策を盛り込んだ「避難確保計画」の策定を促す必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>栗駒山火山防災協議会において、情報収集・伝達、避難指示等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を策定し、住民や登山者等に対する周知を図る。また、避難促進施設を指定し、当該施設の管理者に対し「避難確保計画」の策定を促す。</li> </ul>

### ④ 噴火時等の住民・登山客等への情報伝達体制の整備【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁の火山噴火予知連絡会が観測・監視・評価の結果に基づき発表する「噴火警報」「噴火予報」「噴火速報及び火山の状況に関する解説情報」は、県の総合防災情報システムを通じて即時に市町村に伝達されることとなっている。市町村は、気象庁の情報を住民や登山客等に迅速に周知する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民や登山客等が観光施設や宿泊施設等を介して情報伝達を図るほか、防災行政無線・横手かまくらFM・安全安心メールなど、多様な情報伝達手段を使って情報発信に努める。</li> </ul>

#### ➤ 想定：住家が火山泥流に巻き込まれる

### ⑤ 火山噴火に伴う土砂災害対策【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測の困難な火山噴火に起因する土砂災害に対して、緊急的なハード・ソフト対策を定める「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進める必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測の困難な火山噴火に起因する土砂災害に対して、緊急的なハード・ソフト対策を定める「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進める。</li> </ul>

#### ➤ 想定：土石流や崖崩れに巻き込まれる

### ⑥ 土砂災害対策施設の整備【県/総務企画部危機対策課/建設部建設課】

脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、県では、土石流危険溪流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を推進している。</li> </ul>
--------	--

回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、重点的に対策施設整備を推進する。</li> <li>地すべり区域内に一級河川、鉄道及び市道が含まれ、地すべり災害が発生した際には地域住民の生命・財産及び地域経済に甚大な被害を与えることから、重点的に地すべり防災対策を進めていく。</li> <li>土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県では土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を進めている。</li> </ul>
-------------	--

**⑦ 土砂災害対策施設の老朽化対策【県/総務企画部危機対策課/建設部建設課】**

脆弱性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の老朽化による機能低下が懸念されており、県では現在、全施設の点検・健全度調査を進めている。今後、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>県では、土砂災害対策関連施設の長寿命化計画を策定中であり、今後老朽化対策を計画的に推進する。</li> </ul>

**⑧ 土砂災害警戒区域等の指定とハザードマップの作成・周知【県/総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害危険区域が 475 箇所あり、うち、274 箇所が特別警戒区域に指定されている。このため土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定め、災害特性を踏まえた情報伝達方法、緊急指定避場所、その他円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害の恐れのある区域を調査し、土砂災害警戒区域や特別警戒区域を指定した場合は、市のハザードマップの更新を図るとともに、速やかに円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知する。</li> </ul>

**⑨ 避難指示等の発令基準等の策定(土砂災害)【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>国のガイドラインを踏まえ、避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)を策定し、広く周知する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)を策定する。</li> </ul>

**【重要業績指標】目標年度**

- ② 火山ハザードマップの作成 策定済 ⇒ 更新する
- ③ 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定 未策定 ⇒ 策定
- ④ 安全安心メール登録者の増加 6,341人(R2) ⇒ 10,000人(R6)
- ⑤ 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定 未策定 ⇒ 策定
- ⑧ 土砂災害ハザードマップの策定 策定済 ⇒ 更新する
- ⑨ 土砂災害における避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定 未策定 ⇒ 策定

**最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**

➤ **想定：道路が雪で交通不能になる**

① **道路除雪等による冬期の交通確保【国/県/建設部建設課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国・県の各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでおり、今後も、計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を推進する必要がある。</li><li>・ 雪崩予防柵・防雪柵等の雪害対策施設の整備を進めており、冬期の安全・安心な交通環境の確保のため、雪崩や地吹雪の恐れのある箇所への対策施設整備や老朽化した既存施設の更新等を推進する必要がある。</li><li>・ 市道における克雪設備等(流雪溝、消融雪設備、装置等)においても老朽化対策、耐震化対策を推進する必要がある。</li></ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 冬期の円滑な交通確保のため、国、県と連携し、効率的な除雪に取り組むとともに、計画的に除雪機械の整備・更新等を進め、除雪体制の強化を推進する。</li><li>・ 雪崩や地吹雪の発生危険箇所に雪崩予防柵・防雪柵等の整備を進め、道路の雪害対策を推進する。</li><li>・ 市道の克雪設備等(流雪溝、消融雪設備、装置等)においても老朽化対策の強化を推進する。</li></ul>

➤ **想定：雪下ろしによる死傷者が多数発生する**

② **雪下ろし事故防止対策【消防本部】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 除排雪作業中の安全対策の徹底について周知を図っているものの、雪下ろし中の事故は発生している。このことから、屋根の雪下ろしの講習会を冬期間に定期的開催している。事故防止に向けて安全対策のより効果的な普及啓発を図る必要がある。</li></ul>
-----------	---

回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に「雪下ろし講習会」を開催し、未然に事故防止の抑制と早期の雪下ろしを図る。</li> <li>安全対策の徹底を図るため、様々な媒体を活用した広報活動など、県と連携し、雪下ろし作業中の事故防止に努める。</li> </ul>
-------------	---

### ③ 克雪住宅の普及促進【建設部建築住宅課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存住宅の克雪化は、屋根の消融雪装置取り付け工事後のランニングコストの負担等もあるが、普及してきている。積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故等の未然防止、屋根からの落雪による事故防止に効果があるため、さらに普及を促進する必要がある。</li> <li>屋根に多くの積雪がある場合、地震動により激しく揺さぶられた家屋は、積雪荷重と地震力により、全壊や半壊の危険性が増幅されることが想定される。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業中の事故の未然防止、屋根からの落雪による事故防止のため、市の住宅改修補助事業等による取組を推進し、克雪住宅の普及促進を図る。</li> </ul>

### ④ 空き家による落雪事故等の防止【市民福祉部生活環境課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家の除排雪が適切にされないと、落雪や空き家の倒壊等により、周囲の建物や通行人、通行車両等に危害が及ぶ危険性があるため、所有者等に対し適正な空き家の管理を指導する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家の除排雪が適切にされないと、落雪や空き家の倒壊等により、周囲の建物や通行人、通行車両等に危害が及ぶ危険性があるため、所有者等に対し適正な空き家の管理を指導するほか、老朽危険空き家対策補助金等による支援を実施する。</li> </ul>

#### 【重要業績指標】目標年度

- ① 除雪基本計画の策定(年度計画) 毎年実施
- ③ 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業 雪対策改修工事  
補助実績件数 32件(R1) ⇒ 45件(R2)

#### 【推進する事業】

- ・ 除雪機械整備事業 (ロータリー除雪車 18台、除雪ドーザー 39台、除雪グレーダー 4台、凍結防止剤散布車 1台)
- ・ 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業(一般住宅)

【対応方策の具体的な施策】				
No.	施策	現状値（R1）	目標年度	実施主体
1	地方道路交付金事業（雪寒）（20箇所）	進捗率 40.0%	R6	県
2	除雪機械購入費（適正台数維持のための更新及び狭隘な道路に対応できる除雪機械整備）			市

## 最悪の事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

### ➤ 想定：関係機関の情報が途絶する

#### ① 関係行政機関等による情報共有体制の強化【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時には、国・県・他市町村・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有体制が必要不可欠であり、被害の軽減や迅速な応急救助が図られるよう、今後も連絡体制を強化する必要がある。</li> <li>大規模災害時には、地域防災計画に基づき、防災関係機関が市災害対策本部に参集し、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練等を通じ、情報収集・共有体制の強化を図る必要がある。</li> <li>政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークであるLGWAN接続回線を冗長化し、通信の接続性を確保する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における国・県・他市町村・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図る。</li> <li>防災訓練等を通じて、市災害対策本部における関係機関との情報収集・共有体制の強化を図る。</li> <li>政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークであるLGWAN接続回線を冗長化し、通信の接続性を確保する。</li> <li>災害が発生する恐れがある場合、安全に避難ができるよう関係機関との連携強化を図る。</li> </ul>

#### ② 秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市危機対策課（市災害対策本部）と県、消防、自衛隊、地域振興局など防災機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成 27 年度運用開始）は、次の特徴により、大規模災害時においても迅速・確実な情報伝達（電話、データ、動画）が可能となっているが、機器の不具合や操作ミスによる情報の途絶を防止する必要がある。</li> <li>通信回線のデジタル化による情報の伝達速度や容量を大幅に増強する必要がある。</li> </ul>
-----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>有線回線(光ファイバー)によるメイン回線と衛星携帯電話によるバックアップ回線の多重化による災害時の信頼性の確保をする必要がある。</li> <li>無停電電源装置や 24 時間の自家発電装置による災害体制の強化を図る必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田県総合防災課(県災害対策本部)との受発信訓練を行うなど、災害時における「秋田県総合防災情報システム」(平成 27 年度運用開始)の確実な運用に努め情報伝達の強化を図る。</li> </ul>

### ③ 秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保【総務企画部危機対策課/情報政策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市と県は、一般電話回線や秋田県総合防災情報システムによる基本的な情報伝達に加え、冗長化という観点から、Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、県や他市町村等の関係機関との情報共有機能等を持つ「秋田県情報集約配信システム」を、非常時における多様な情報伝達手段の一つとして積極的に活用し、情報伝達体制の強化を図ることとしていることから「県情報集約配信システム」で利用するインターネット系ネットワークの可用性を確保する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、県や他市町村等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用を図るため、県と連携し定期的な配信訓練等を行い、情報伝達体制の強化を図る。</li> </ul>

### ➤ 想定：被災現場の情報が届かない

#### ④ ドローン等による災害情報の収集【消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時には、ドローン等を活用し上空から迅速な情報収集と共有、災害活動の方針決定に努めることが必要である。</li> <li>ドローン等で確認できない範囲については、秋田県消防防災航空隊へ上空偵察等を依頼し情報収集する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時には、ドローン等を活用し上空から迅速な情報収集と共有、災害活動の方針決定に努める。</li> <li>ドローン等で確認できない範囲については、秋田県消防防災航空隊へ上空偵察等を依頼し情報収集に努める。</li> </ul>

➤ **想定：住民・帰宅困難者（観光客含む）へ情報伝達ができない**

⑤ **安全安心メール、市広報車、防災ラジオ、ホームページ、SNS等による情報伝達手段の整備【総務企画部危機対策課/秘書広報課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への情報伝達手段として、防災ラジオ、横手かまくらFM、安全安心メール、エリアメール、ホームページ、デジタルサイネージ(よこてれび)、SNS(フェイスブック、LINE)、防災行政無線等、多様化を進めているが、大規模停電時に備え、今後も複数の伝達方法を整備するとともに、迅速かつ効果的な情報提供に努める必要がある。</li> <li>帰宅困難者(観光客含む)対策として、JR、タクシー業界、宿泊施設等との協定締結等により情報収集・提供体制づくりに取り組み運用していく必要がある。</li> <li>定住、在留、一時的滞在外国人等への情報伝達は、「やさしい日本語表記」とする必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への情報伝達手段として、安全安心メール、エリアメール、防災ラジオ、横手かまくらFM、ホームページSNS等多様化を進めており、今後も複数の情報伝達手段を整備し、迅速かつ効果的な情報提供の強化を図る。</li> <li>定住、在留、一時的滞在外国人等への情報伝達は、「やさしい日本語表記」に努める。</li> </ul>

⑥ **Jアラートによる情報伝達【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府からの災害関連情報を地域住民に迅速かつ確実に伝達するため導入した「全国瞬時警報システム」(Jアラート)について、定期的な運用試験等により確実な受信・伝達体制を強化する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「全国瞬時警報システム」(Jアラート)の確実な運用のため、国との定期的な運用試験等により確実な受信・伝達体制の強化を図る。</li> </ul>

⑦ **複数の情報伝達手段の整備等【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への情報伝達手段として、防災行政無線、安全安心メール、IP告知放送、エリアメール、横手かまくらFM、防災ラジオなど多様化を進めているが、大規模災害時における停電等の事態に備え、複数の伝達手段を整備する必要がある。</li> <li>帰宅困難者(観光客含む)対策として、JR、タクシー業界、宿泊施設等との協定締結等により情報収集・提供体制づくりに取り組み運用していく必要がある。</li> <li>多様な情報伝達手段の確保と併せて、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した情報伝達手段の整備を図る必要がある。</li> </ul>
-----------	---



回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が作成した「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」(平成 27 年 3 月県策定)に基づき、情報伝達手段の多重化や、災害情報共有システム(Lアラート)による避難指示等の迅速・確実な伝達、SNS等による効果的な情報伝達等の整備を図る。</li> <li>・ 併せて災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した情報伝達手段の整備を図る。</li> </ul>
-------------	--

⑧ 避難指示等の発令基準等の策定【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<p><b>再掲1-3⑨(避難指示等の発令基準等の策定(土砂災害))</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国のガイドラインを踏まえ、避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)を策定する必要がある。</li> </ul> <p><b>再掲1-2④(避難指示等の判断基準等の策定(水害))</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国のガイドラインを踏まえ、避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(水害)を策定し、広く周知する必要がある。</li> </ul> <p><b>再掲1-3③(噴火時等の避難計画の策定)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火山の特性に応じた情報収集・伝達、避難指示等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を策定する必要がある。また、避難促進施設を指定し、当該施設の管理者に対し、施設利用者への周知や必要な防災対策を盛り込んだ「避難確保計画」の策定を促す必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<p><b>再掲1-3⑨(避難指示等の発令基準等の策定(土砂災害))</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害)を策定する。</li> </ul> <p><b>再掲1-2④(避難指示等の判断基準等の策定(水害))</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示等の発令基準を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル」(水害)を策定する。</li> </ul> <p><b>再掲1-3③(噴火時等の避難計画の策定)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栗駒山火山防災協議会において、情報収集・伝達、避難指示等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を策定し、住民や登山者等に対する周知を図る。また、避難促進施設を指定し、当該施設の管理者に対し「避難確保計画」の策定を促す。</li> </ul>

**【重要業績指標】目標値**

- ① LGWAN回線数 1回線 ⇒ 2回線
- ② 県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施
- ⑤ 複数の情報伝達手段を整備の整備済み  
安全安心メール、エリアメール、防災ラジオ、横手かまくらFMへの割り込み放送、SNS等 整備済
- ⑥ Jアラート自動起動措置の整備済み
- ⑧-1 避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)の策定 策定検討
- ⑧-2 避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)の策定 策定検討
- ⑧-3 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定

**最悪の事態 1-6 防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**

➤ **想定：避難の遅れにより死傷者が発生する**

**① 自主防災活動の充実・強化【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける必要がある。市内の自主防災組織率は全国平均を下回っており、組織数の拡大と併せて、活動の充実・強化を図る必要がある。
回避するための推進方針	・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成に向けた取組を働きかける。

**② 地域の防災・避難訓練の実施【総務企画部危機対策課/消防本部】**

脆弱性の評価と課題	・ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織・水防管理団体・ボランティア団体・地域住民等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施する必要がある。
回避するための推進方針	・ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等との連携に留意した訓練を行うとともに、自主防災組織に対し、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施するよう働きかける。

### ③ 防災講話の充実【総務企画部危機対策課/消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、今後も町内会や自主防災組織に市職員を派遣し、防災に関する普及、啓発に努めていく必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会や各種団体、自主防災組織に市職員を派遣し、防災講話を通じて防災意識の高揚、普及、啓発、また地域住民の防災士資格取得を支援するなど地域防災リーダーの育成に努め、地域防災講話、避難訓練等の補助支援や講師を担ってもらい、地域防災力の強化を図る。</li> </ul>

### ④ 学校における防災教育の充実【総務企画部危機対策課/教育総務部教育指導課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、全ての学校において防災教育の充実を図る必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、関係機関・民間団体等とも連携し、学校における防災教育の充実を図る。また、教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るための研修を実施する。</li> </ul>

### ⑤ 多様な主体が参画する防災訓練の実施【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、市、防災関係機関及び住民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を計画的に実施する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、市、防災関係機関及び市民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を毎年実施し、住民の災害時の対応能力の向上に努める。</li> </ul>

### ➤ 想定：自力で避難できない方の逃げ遅れにより死傷者が発生する

### ⑥ 災害時避難行動要支援者の名簿・個別避難計画の整備【市民福祉部社会福祉課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>自力での避難が困難な方の避難支援体制の構築に向け、避難行動要支援者名簿・個別避難計画を整備する必要がある。</li> </ul>
-----------	---

回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自力での避難が困難な方の避難支援体制の構築に向け、避難行動要支援者名簿を作成・配布する。</li> <li>・ 避難行動要支援者名簿を基に、社会福祉協議会と連携し、民生委員や各町内会単位を対象とした説明会を開催しながら、要支援者ごとの個別避難計画を作成する。</li> </ul>
-------------	---

**【重要業績指標】目標年度**

- ③ 防災講座(危機対策課職員及び消防職員)派遣回数 42回(R1) ⇒ 50回(R2)
- ④ 防災訓練等を実施する学校の割合 100% ⇒ 100%(R5)
- ⑥ 避難行動要支援者名簿登載率 37.0%(R1) ⇒ 100%(R7)

目標2.大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる  
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

**最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

➤ **想定：備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する**

① **共同備蓄物資の更新【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市と県は、地域防災計画において、災害発生時に必要となる物資 19 品目を「共同備蓄品目」として指定し、災害発生時から3日分を整備することとしている。市では目標量を確保しており、今後は賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を行う必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>県との「共同備蓄品目」の備蓄については、目標量を確保しており、今後は、賞味期限のある食料品や飲料水等の計画的な更新を行う。</li> </ul>

② **民間事業者との物資調達協定の締結【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に不足する生活必需品等の確保のため、災害時に民間事業者から物資を調達するため8事業者と協定を締結しているが、さらに協定先を拡大する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に不足する生活必需品等確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結を働きかける。また、感染症対策に伴う、関連資材、用品等についても円滑に調達できるように協定の締結に努める。</li> </ul>

➤ **想定：救援物資が届かない**

③ **自助による備蓄の促進【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>水・食料等の備蓄(家族人数×3日分)をしている家庭の割合は 15.3%(H27 県民意識調査)と低く、地域住民や自主防災組織等に対し、防災講座等を通じて3日分の備蓄に向けた普及啓発を進める必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>水・食料品等の備蓄について、市民や自主防災組織等に対し、防災講話や防災訓練等を通じ3日分の備蓄に向けた普及啓発を図る。また、感染症対策にかかる備蓄品等も併せて周知を図る。</li> </ul>

④ 避難所への備蓄の促進【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の被災者への迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を進める必要がある。また、感染症予防対策資材、物品等の備蓄についても同様とする。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に避難者への迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設、特に優先避難所への備蓄配置及び計画的な更新を進める。</li> </ul>

⑤ 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、物流事業者2業者に協力を要請できる協定を締結している。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、さらなる協力を要請できる協定の締結に努める。また、発災初期の連絡方法や停電時の対応など具体の課題について協議を行うなど、災害物流の実効性を高める取組を進める。</li> </ul>

⑥ 物資集積拠点の指定【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市及び県は、地域防災計画において、救援物資が必要となる大規模災害時には、物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う物資集積拠点をそれぞれ開設することとしており、県は一次物資集積拠点、市は二次物資集積拠点の候補施設をあらかじめ指定しておく必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う二次物資集積拠点の指定を進める。</li> </ul>

⑦ 物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における救援物資の調達・輸送・供給に関わる業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必要となることから、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要なマニュアルを策定し、共通様式等を整備しておくことが必要である。また、マニュアルに基づく輸送訓練など実効性を高める取組を進める必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における救援物資の調達、輸送、供給に関わる業務について、あらかじめマニュアルを策定の上、各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等の整備を図るとともに実効性を高めるため、マニュアルに基づく輸送訓練を実施する。</li> </ul>

⑧ 国・他都道府県等との物資応援体制の構築【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」による他都道府県からの物資提供や、国からのプッシュ型支援による大量物資の輸送が想定されるため、これらの支援に対応できるよう受入体制の準備が必要である。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県外自治体からのプッシュ型支援による大量物資の輸送等に対応するため、国が検討中の災害物流体制の見直しを踏まえ、県外からの救援物資を効率的に避難所に供給する仕組みづくりなど災害時の物流体制の再検討を行う。</li> </ul>

【重要業績指標】目標年度

- ① 共同備蓄物資の目標達成 達成済
- ② 災害時における物資の供給に関する協定の締結 10件
- ④ 優先避難所に物資を備蓄している 達成済
- ⑤ 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 2件

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

➤ 想定：孤立可能性のある地区を把握できない

① 孤立するおそれのある地区の現状把握【総務企画部危機対策課/消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等を常に把握しておく必要がある。</li> <li>災害発生時には、ドローンによる上空からの映像を活用し、孤立集落の状況を迅速に把握する必要があるため、操作技術の習得に努める必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等がある地区や災害危険箇所等の把握及び、これらの地区における防災対策の状況(情報通信手段・自家発電設備の整備、避難施設の状況等)等の正確な把握に努める。</li> <li>災害発生時には、ドローンによる上空からの映像を活用し、孤立集落の状況を迅速に把握する必要があるため、署内で訓練、講習を行い、操作技術の習得に努める。</li> </ul>

➤ 想定：孤立地区の被害状況を把握できない

② 通信手段の確保【総務企画部危機対策課/情報政策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信の途絶が想定される地区に携帯電話設備や衛星電話等を配備する必要がある。また、通信機器の老朽化等についても検討の必要がある。</li> </ul>
-----------	---

回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤立するおそれのある地区12ヶ所へ衛星携帯電話を配備しており、定期的に災害時を想定した通信訓練等の実施を図る。</li> </ul>
-------------	---

➤ **想定：孤立状態が解消できない**

③ **孤立予防対策【国/県/建設部建設課】**

脆弱性の評価と課題	<p><b>再掲1-2①(河川改修等の治水対策)【国/県/建設部建設課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集中豪雨時の降雨を安全に流下させるための河道掘削、築堤、放水路整備、また、洪水を一時的に貯留するダムの整備などの治水対策を実施しているところであるが、近年、集中豪雨等による洪水被害が頻発しており、河川改修等の治水対策をより一層推進する必要がある。</li> <li>・ 集中豪雨の際に排水路の内水氾濫が起り、市街地等の浸水常態地が、発生することから調査、対応、改善をより一層推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>再掲1-3⑥(土砂災害対策施設の整備)【国/県/建設部建設課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、県では、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を推進している。</li> </ul> <p><b>4-1②(道路施設の老朽化対策)【国/県/建設部建設課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年度の道路法改正に伴い、従来からの橋梁点検のほか、トンネルやシェッド等の道路施設の点検を進めており、今後、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>4-1③(道路の防災対策)【国/県/建設部建設課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の防災対策については、橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面对策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路の防災対策を一層推進する必要がある。</li> <li>・ 今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要とされる箇所について、計画的に推進していく必要がある。</li> <li>・ 橋梁やトンネルは長寿命化修繕計画に基づき、計画的に施していくほか、大型法面、小規模構造物の点検や路面下の空洞化調査も実施する必要がある。</li> <li>・ 道路街路灯や道路防風防雪柵、防護柵等の工作物や構造物の老朽化対策についても更新の計画の推進が必要である。</li> </ul>
-----------	--



<p>回避するための推進方針</p>	<p><b>再掲1-2①(河川改修等の治水対策)【建設部建設課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、放水路整備等の治水対策を実施する。</li> <li>・ 局地的な豪雨による洪水被害や農業用水・生活用水の不足等に対応するため、雄物川をはじめとする国直轄河川の治水対策や、成瀬ダムの早期完成に向けた取組を国県と連携し推進する。</li> <li>・ 平成29年7月豪雨等に発生した豪雨による甚大な被害への対応として、河川改修、堤防整備、築堤等の整備を県と連携し、河川の氾濫による家屋の浸水被害の解消を図る。</li> <li>・ 集中豪雨の際は、国県や土地改良区などの関係機関と協力し、排水路の管理や水門の調整を行い、浸水や冠水を未然に防止するよう体制の構築を図る。また、水害が起こりそうな水路についても、幹線排水路へ導く排水路の整備を推進する。</li> </ul> <p><b>再掲1-3⑥(土砂災害対策施設の整備)【国/県/建設部建設課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、重点的に対策施設整備を推進する。</li> <li>・ 地すべり区域内に一級河川、鉄道及び市道が含まれ、地すべり災害が発生した際には地域住民の生命・財産及び地域経済に甚大な被害を与えることから、重点的に地すべり防災対策を進めていく。</li> <li>・ 土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県では土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を進めている。</li> </ul> <p><b>4-1②(道路施設の老朽化対策)【建設部建設課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路施設の急速な老朽化に対応するため、適切な点検と併せて、補修が必要と判断されるは箇所について、整備を推進する。また、橋梁やトンネル・シェッド等の道路施設について、定期的に点検を行い、長寿命化修繕計画に基づき計画的に老朽化対策を進めていく。</li> </ul> <p><b>4-1③(道路の防災対策)【国/県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土・擁壁等の崩落危険箇所や雪崩の発生等の把握に努め、それら危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。</li> <li>・ 要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、重点的に対策施設整備を推進する。</li> <li>・ 地すべり区域内に一級河川、鉄道及び市道が含まれ、地すべり災害が発生した際には地域住民の生命・財産及び地域経済に甚大な被害を与えることから、重点的に地すべり防災対策を進めていく。</li> </ul>
--------------------	---

④ 自家発電機など電力の確保【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立するおそれのある地区に、停電の長期化を想定した発電機器等の配備を進める必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立するおそれのある地区への発電機器等の配備を推進する。</li> </ul>

⑤ 緊急物資の備蓄【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立想定地区に、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立想定地区に、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を推進する。</li> </ul>

【重要業績指標】目標年度

④ 携帯電話、発電機を配備している地区 12 地区 ⇒ 随時見直し

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

➤ 想定：消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する

① 消防施設の機能維持(耐震化、非常用電源の確保)【消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部及び消防署は新基準による建設となっており、倒壊又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材(仕切壁、天井の内装材等)・設備機器・配管類の耐震評価を実施していないため、大規模地震等の際には、施設機能に障害が発生するおそれがあるため対策が必要である。また、災害発生時にも機能維持が可能となる代替建物の指定など対策を促進する必要がある。</li> <li>南分署、西分署、平鹿分署、山内分署においては新耐震基準による建設となっている。</li> <li>非常用発電機は確保済である。</li> </ul>
-----------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害、特殊災害や自然災害への対応等、大規模かつ複雑多様化するための消防用車両の更新、保守期限や設計寿命を迎える通信指令システム等の設備、各種資機材の強化を図る必要がある。</li> <li>今後の人口減少においても超高齢化を見据え、将来の救急需要に適切に対応するため救急自動車の更新、各種資機材の強化を図る必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部及び消防署は新耐震基準を満たしており、倒壊又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材(仕切壁、天井の内装材等)・設備機器、昇降機、配管類の耐震評価を行い、必要に応じて補強又は耐震対策を考慮した更新を推進する。また、大規模災害発生時には、消防庁舎や車庫の機能を維持するため、代替となる建物等の指定も併せて促進する。</li> <li>南分署、西分署、平鹿分署、山内分署においては新耐震基準による建設となっている。</li> <li>老朽化する消防本部及び消防署の消防施設及び通信指令機能等設備の設計寿命を迎える前の更新、消防車両や装置、消防ポンプ置場、消防団へ配備する消防車両、救急自動車及び資機材については、計画的な更新整備を行う。</li> </ul>

## ② 消防施設における燃料の確保【消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料の備蓄のほか、各署所の近隣給油スタンドとの優先給油協定の締結等により、災害時における緊急車両等の燃料を確保する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害時における石油燃料の供給に関する協定」により、災害時の救護活動や災害復旧業務等に必要な石油燃料の供給を要請する。このほか、携行缶等の保管により、72 時間の非常電源を確保し、通信指令システム等の稼働に支障がないよう対策を促す。また、協定により緊急車両等の燃料の確保に努めるよう働きかける。</li> </ul>

### ➤ 想定：応急活動を行う人員が不足する

## ③ 消防団への加入促進【消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、県と連携した広報活動を行うとともに、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や消防団協力事業所の認定促進等を地域住民に働きかける必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員の確保に向けて、広報活動を行うとともに、団員の教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図る。また、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して促進する。</li> </ul>

#### ④ 消防団員の技術力の向上【消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、消防団防災リーダー育成や幹部研修会を実施している。</li> <li>消防団員を対象とした教育訓練の受講を推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員の知識、技術の習得や資質向上を図るため、消防団防災リーダー育成や幹部研修を実施する。</li> <li>県消防学校での消防団員を対象とした教育訓練の受講を推進する。</li> </ul>

#### ⑤ 緊急消防援助隊の受援計画の見直し【消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時など、被災都道府県内の消防力では対応困難な場合に備え、平常時から「緊急消防援助隊」による全国の消防機関相互の援助体制が構築されているため、車両更新計画に基づき車両を更新し出動に備えるとともに、応援隊のスムーズな受け入れ体制を構築する。</li> <li>「横手市消防本部受援計画」(策定日 令和2年4月1日)については、見直し済である。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣される緊急消防援助隊による全国の消防機関相互の援助体制が構築されているため、車両更新計画に基づき車両を更新し出動に備えるとともに、応援隊のスムーズな受け入れ体制を構築する。</li> <li>「横手市消防本部受援計画」(策定日 令和2年4月1日)については、見直し済である。</li> </ul>

#### 【重要業績指標】目標年度

③-1 消防団員数の条例定数充足率 91.5%(R2) ⇒ 93.0%(R6)

③-2 消防団協力事業所数 60 事業所(R2) ⇒ 65 事業所(R6)

④ 消防団員の消防学校教育訓練受講者数 11 人(R1) ⇒ 51 人(R6)

#### 【推進する事業】

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金事業
  - 横手タンク車(R3)
  - 横手ポンプ車、山内救急自動車、高度救命処置用資機材(R5)
  - 横手化学車(R6)
- 消防防災施設整備費補助事業
  - 耐震性貯水槽 40 m<sup>3</sup>型⇒ 2 基(R2)、3 基(R3)、3 基(R4)、3 基(R5)、3 基(R6)
- 高機能消防指令センター総合背整備事業
  - 通信指令システム(Ⅱ型) ⇒更新(R6)

## 最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者(観光客含む)等の発生に伴う避難所等の不足

### ➤ 想定：被災者が避難所の場所を把握していない

#### ① 指定緊急避難場所、指定避難所の周知・表示等【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策基本法の改正により、市町村に指定が義務づけられている「指定緊急避難場所」「指定避難所」については、指定済である。</li> <li>指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称・位置・避難経路等について、ハザードマップやホームページへの掲載等を通じて広く周知を図る必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「指定緊急避難場所」「指定避難所」については、策定済である。</li> <li>住民や事業所等に対し、ハザードマップや広報、ホームページ等による指定緊急避難場所、指定避難所の防災講話等を通じて周知を図る。</li> </ul>

#### ② 福祉避難所の指定【市民福祉部社会福祉課/総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため必要な福祉避難所を拡充する必要がある。</li> <li>福祉避難所の円滑な開設・運営が行えるよう「福祉避難所開設・運営マニュアル」を策定し、要配慮者の受入体制を整える必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、必要な福祉避難所の指定の拡充を図る。また、感染症対策に留意する。</li> <li>福祉避難所の円滑な開設・運営が行えるよう「福祉避難所開設・運営マニュアル」を策定し、要配慮者の受入体制を整える。</li> </ul>

### ➤ 想定：災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する

#### ③ 帰宅困難者支援に関する協定の締結【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受入れ場所を確保するため、民間事業者との協定を締結する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受入れ場所を確保するため、民間事業者との協定締結に努める。</li> </ul>

➤ **想定：避難所等が被災して使用できない**

④ **学校、公民館等生涯学習施設、社会体育施設の防災機能の強化** 【教育総務部教育総務課/生涯学習課/財務部財産経営課/スポーツ振興課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校施設において最低限必要な避難所機能を整備する必要がある。</li> <li>学校、公民館等生涯学習施設の耐震化や設備の老朽化対策を促進する必要がある。</li> <li>特定天井を有する施設においては、余震等で被災しないような対策を施す必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校施設において最低限必要な避難所機能を整備する。</li> <li>学校、公民館等生涯学習施設の耐震化や付帯設備の老朽化対策を考慮した施設長寿命化計画や修繕計画を促進する。</li> <li>特定天井を有する施設においては、天井材や照明器具等の落下の対策を図り、余震にも耐えられるよう整備する。</li> </ul>

⑤ **都市公園における避難場所機能の確保** 【建設部都市計画課/総務企画部大型公共施設整備室】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所に指定されている都市公園について、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進める必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所に指定されている都市公園について、長寿命化計画に基づき既存施設の老朽化対策を推進する。</li> <li>秋田県地域防災計画にて広域防災拠点として指定されている赤坂総合公園エリア内に、防災機能(指定緊急避難場所・指定避難所、災害備蓄庫)を有する屋内運動施設を整備する。</li> </ul>

【対応方策の具体的な施策】				
No.	施策	現状値	目標年度	指標
1	横手体育館整備事業	基本計画策定 (R3)	R7	-

➤ 想定：避難所の良好な生活環境を確保できない

⑥ 避難所における生活環境の整備【総務企画部危機対策課/市民福祉部健康推進課/社会福祉課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設準備から閉鎖までの流れ、避難所運営の体制づくり、避難所運営のルール、要配慮者に優しく女性の視点に配慮した避難所づくり等を整理した「避難所開設・運営マニュアル」を策定し、避難指示等の発表後のスムーズな避難者の受入れと避難所における良好な生活環境の確保に、平常時から取り組む必要がある。</li> <li>避難所における良好な生活環境の確保については、高齢者等の二次被害の予防につながるなど、近年の大規模災害でも課題となっており、市は、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース・男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に取り組む必要がある。</li> <li>災害時に起こりやすい健康問題への対応が必要であり、ストレス関連障害やエコノミークラス症候群などの対策が必要となるほか心のケアに関する支援体制づくりに取り組む必要がある。</li> <li>避難所の円滑な運営のため、高齢者や障がい者等の要配慮者の支援にあたる看護師、介護士等の専門的な知識や経験を有する方を「災害時専門職ボランティア」として事前に登録し、支援体制の確立に取り組む必要がある。</li> <li>避難所における感染症拡大の防止を図る必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「避難所開設・運営マニュアル」を更新済で、避難指示等の発表後のスムーズな避難者の受け入れと避難所における良好な生活環境の確保に努める。また、指定避難所への非常用電源や燃料の備蓄、毛布・暖房器具など必要な資機材の整備、プライバシーの保護・男女共同・感染症対策を考慮した運営の視点に配慮した環境の整備等に平常時から取り組む。</li> <li>避難所における良好な生活環境の確保については、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース・男女別トイレ等の確保、避難者カード(名簿)による食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に努める。</li> <li>保健所等と連携し、災害時に起こりやすい健康課題に対する健康教育や心のケア等の相談を行うとともに、支援体制づくりを推進する。</li> <li>避難所における高齢者や障がい者等の要配慮者の支援にあたる看護師、介護士等の専門的な知識や経験を有する方を「災害時専門職ボランティア」として事前に登録し、平常時から支援体制の確立に取り組む。</li> </ul>

➤ **想定：避難所以外の避難者を把握できない**

⑦ **避難所以外の場所に滞在する被災者への支援**【総務企画部危機対策課/市民福祉部健康推進課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 5 月に発生した熊本地震では、ライフラインが途絶した自宅のほか車中やテント泊など、指定された避難所以外の場所に滞在する被災者の把握等が課題となったため、対応策の周知等を図る必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定された避難所以外の場所に滞在する被災者について、避難場所の把握やエコノミークラス症候群の予防法等の情報提供などの対応策の周知を図る。</li> <li>避難所の運営職員は定期的な敷地巡回を行うなど、避難者把握に努める。</li> </ul>

**【重要業績指標】目標年度**

- ①-1 指定緊急避難場所の指定数 159 箇所(R2) ⇒ 随時見直し
- ①-2 指定避難所の指定数 105 箇所(R2) ⇒ 随時見直し
- ②-1 福祉避難所の指定数 34箇所(R1) ⇒ 随時見直し
- ②-2 福祉避難所開設・運営マニュアル策定
- ③ 災害時における帰宅困難者支援に関する協定締結事業者数 10 事業者(H27) ⇒ 随時拡充
- ⑤ 横手市公園施設長寿命化計画策定済 計画見直し(R4)
- ⑥ 避難所開設・運営マニュアル策定 策定済

**最悪の事態 2-5 医療、福祉施設及び関係者の不足・被災等による医療機能等の麻痺**

➤ **想定：医療・福祉施設等が機能を喪失する**

① **災害拠点病院等の耐震化及び防災体制の強化**【総務企画部危機対策課/市民福祉部社会福祉課/子育て支援課/高齢ふれあい課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の耐震性を確保する必要がある。</li> <li>施設の長寿命化計画に基づいた、老朽化対策と計画的な更新や改修が必要である。また付随する設備や昇降機なども計画的な更新が必要である。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の医療救護活動の拠点となる平鹿総合病院の建物は、新耐震化基準を満たしている。</li> <li>市立横手病院及び市立大森病院の建物は新耐震基準となっている。</li> <li>施設の長寿命化計画に基づいた、老朽化対策と計画的な付帯設備等の更新や改修を推進する。</li> </ul>



➤ **想定：医薬品等を確保できない**

② **医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備**【総務企画部危機対策課/市民福祉部健康推進課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画(BCP)を策定する必要がある。</li> <li>秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力のもと、災害の初動期以降に必要となる医薬品・医療機器の流通備蓄を行う必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画(BCP)を策定済み。</li> <li>災害拠点病院や調剤薬局等における医薬品等の常用備蓄のほか、今後も、災害時の緊急医薬品・医療機器の備蓄・提供に関する委託事業を継続する。</li> </ul>

➤ **想定：被災地での医療救護活動が滞る**

③ **災害拠点病院等の医療機関との連携や医療搬送の体制の整備**【総務企画部危機対策課/大型公共施設整備室】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害医療対策本部・地域災害医療対策本部に「災害医療コーディネーター」を配置し、DMAT(災害派遣医療チーム)の待機・出動要請や医療機関への協力要請などの調整業務を迅速に行うことにより、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供することとしている。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と連携し、災害医療対策本部・地域災害医療対策本部に配置する「災害医療コーディネーター」について、県総合防災訓練への参画等を通じて、災害時を想定した関係機関等の連絡調整業務等の向上を図る。</li> <li>秋田県地域防災計画にて広域防災拠点として指定されている赤坂総合公園エリア内に、救急医療拠点として活用できる屋内運動施設を整備する。</li> </ul>

**【重要業績指標】目標年度**

- ① 新耐震化基準適合災害拠点病院数 1病院/全1病院 実施済み
- ② 県では秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会と、緊急医薬品・医療機器の備蓄と提供に関する委託契約を締結済み

**【対応方策の具体的な施策】**

No.	施策	現状値	目標年度	指標
1	横手体育館整備事業	基本計画策定 (R3)	R7	-

## 最悪の事態 2-6 被災地における感染症等の大規模発生

### ➤ 想定：被災地での衛生環境が悪化する

#### ① 健康危機管理能力の向上【市民福祉部健康推進課/総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生水準の低下による感染症のまん延を防止するため、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策を推進する必要がある。</li> <li>感染症予防対策として避難所運営マニュアルの見直しを行う必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所における感染症の発生・まん延を防止するため、定期的な衛生・防疫体制の強化のための職員研修会等を実施する。</li> <li>感染症予防対策として「避難所運営マニュアル」の改訂を行った。</li> </ul>

### ➤ 想定：避難所で感染症が集団発生する

#### ② 平常時からの感染症予防対策の強化【総務企画部危機対策課/市民福祉部健康推進課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時からの感染症の予防対策として、予防接種を促進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地での感染症の発生・まん延を防止するため、平常時からの予防接種の促進に努めるよう普及啓発を行う。</li> </ul>

#### 【重要業績指標】目標年度

- ①-1 「避難所における感染症まん延防止対策研修会」実施済
- ①-2 感染症予防対策を考慮した「避難所運営マニュアル」策定済
- ② 麻しん、風しん混合ワクチン接種率  
1期 97.3% 2期 99.3%(R1) ⇒ 1期 100% 2期 100%(R6)

### 目標3. 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

#### 最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

##### ➤ 想定：業務が継続できない

##### ① 市の業務継続体制の強化【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の課室ごとの優先業務や職員参集・安否確認方法、執務環境の確保等を定めた「大規模災害時における横手市業務継続計画(BCP)」を策定しているがさらに職員に周知を図る必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大規模災害時における横手市業務継続計画(BCP)」を策定済みであるが、機構改革や職員数の減少を見据えて適宜見直しを図っていくとともに、職員にさらなる周知を図っていく。</li> </ul>

##### ➤ 想定：市庁舎が損壊する

##### ② 市庁舎の耐震性の強化【総務企画部総務課/まちづくり推進部各地域課/財務部財産経営課/建設部建築住宅課/上下水道部経営管理課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎、条里北庁舎、条里南庁舎は新耐震基準による建設となっており、倒壊又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材(仕切壁、天井の内装材等)・設備機器・配管類の耐震評価を実施していないため、大規模地震等の際には、施設機能に障害が発生するおそれがあり対策が必要である。</li> <li>各地域局庁舎においては、増田庁舎、平鹿庁舎、雄物川庁舎、十文字庁舎、山内庁舎、大雄庁舎においては新耐震基準による建設となっている。しかしながら、大森庁舎については、平成31年度に耐震診断調査を実施したが耐震基準を満たしていない判定結果となったことから、倒壊や損壊の危険があるため耐震補強等の脆弱性を克服する対策が必要である。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎、条里北庁舎、条里南庁舎は新耐震基準を満たしており、倒壊又は崩壊する危険性は低い。非構造部材(仕切壁、天井の内装材等)・設備機器、昇降機、配管類の耐震評価を行い、必要に応じて補強又は耐震対策を考慮した更新を推進する。</li> <li>各地域局庁舎においては、増田庁舎、平鹿庁舎、雄物川庁舎、十文字庁舎、山内庁舎、大雄庁舎は、新耐震基準を満たしている。大森庁舎は、耐震基準を満たしておらず耐震補強等の対策を図る。</li> </ul>

③ 水道庁舎の機能移転【上下水道部経営管理課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道庁舎は、耐震改修しても建物の長寿命化が図れないことから、耐震化診断を行っておらず、今後、新築又は移転する必要がある。</li> <li>新築又は移転までの間に大規模地震等が発生した際は倒壊や損壊の危険があるため、代替事務所を決めておく必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築又は移転までの間に大規模地震等が発生した際は倒壊や損壊の危険があるため、代替事務所を決めておく。</li> </ul>

④ 執務環境の整備【総務企画部総務課/まちづくり推進部各地域課/上下水道部経営管理課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>什器の倒壊による混乱や職員や来庁者の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理整頓を心がけ、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に努める必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>什器の倒壊や書類等の落下防止、十分な避難通路スペースの確保ができるように、職員に対し、執務室の整理、整頓の徹底を周知する。</li> </ul>

➤ 想定：市庁舎が停電する

⑤ 停電時の行政機能の確保【総務企画部総務課/まちづくり推進部各地域局/消防本部/財務部財産経営課/上下水道部経営管理課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎には、商用電力が途絶した場合に備え、自家発電装置が設置されており、平常時から3日間の運転が可能な燃油残量を維持する必要がある。</li> <li>消防本部がある条里北庁舎は、自家発電装置を設置しており、停電時における稼働期間は1日(24時間)となっており、運転可能な燃油を平常時から確認しておく必要がある。</li> <li>停電時のトイレの対応を確認する。</li> <li>本庁舎には、IP電話が使用できない場合に備えてアナログ電話を2回線備えており、停電時には代表電話をアナログ回線に転送し、外部との通信手段を確保している。</li> <li>秋田県平鹿地域振興局庁舎内の本市の建設部、農林部、商工観光部が入室している棟は、非常用発電装置が整備されておらず、停電時に機能停止となる恐れがあるため、停電時対策が必要である。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎に設置されている自家発電装置の燃油残量(3日分)の維持に努め、平常時から燃油量を確認しておく。</li> <li>停電時にはIP電話を使用できなくなるため、ボイスワープにより代表電話番号をアナログ回線に転送し、外部との通信手段を確保する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電時には、トイレの使用が可能か否かを確認し、マニュアルを策定し、マンホールトイレの整備やダンボールトイレ等の備蓄を推進する。</li> </ul>
--	---

⑥ 非常用電源等の確保【総務企画部総務課/まちづくり推進部各地域局/消防本部/財務部財産経営課/上下水道部経営管理課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電時でも最低限の業務が継続できるよう、停電時には各フロアの非常用コンセントを使用することとしている。</li> <li>・ 水道庁舎は、停電時でも最低限の業務が継続できるよう、各フロアの作業灯及びコンセント2口が使用できる自家発電装置を設置している。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時から各フロアの非常用コンセントの位置を確認し、停電対応訓練等により給電方法の習熟を図る。</li> </ul>

⑦ 停電対応訓練の実施【総務企画部総務課/まちづくり推進部各地域局/消防本部/財務部財産経営課/上下水道部経営管理課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎では、年 1 回の電気設備点検の際に自家発電設備を稼働させ、停電時の対応を確認している。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電対応訓練の実施により、非常時優先業務を継続するための手順確認と、その習熟を図る。</li> </ul>

➤ 想定：遺体の火葬が滞る

⑧ 災害時における遺体火葬等の体制の構築【総務企画部危機対策課/市民福祉部生活環境課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害が発生した場合、遺体の火葬を円滑に行えるよう関係機関との情報網等の構築を推進する必要がある、身元不明者の火葬についても、円滑な対応を図る必要がある。</li> <li>・ 遺体安置所となる施設の確保と施設の耐震強化を推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時の遺体の火葬が円滑に行われるよう、市内3斎場が連携した火葬業務を行える環境を整えるとともに、施設や整備について改築や修繕等を行う。</li> <li>・ 身元不明者の火葬については、円滑に身元が判明できるよう、関係機関と連携する。</li> <li>・ 遺体安置所の整備と建物の耐震化を促進する。大規模災害時に遺体安置となる場所の確保についての民間協力機関等の協定締結に努める。</li> </ul>

**【重要業績指標】目標年度**

- ① 業務継続計画(BCP)の策定済み
- ② 大森庁舎の耐震化 耐震補強計画 耐震補強工事 今後検討
- ③ 停電時のトイレ使用 未策定 ⇒ 策定(R6)  
ポータブル発電機の備蓄数 消防本部 39 台

目標4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

**最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態**

➤ **想定：緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される**

① **高速道路・幹線道路等の整備**【国/県/建設部建設課/総務企画部危機対策課/東日本高速道路株式会社】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田自動車道について、北上JCT～大曲IC間が暫定2車線と脆弱であり、大規模災害時に物資輸送や災害対応支援、経済、物流、観光等で重要な役割を果たす日本海側と太平洋側を結ぶ横軸の機能強化を早期に図る必要がある。また、湯沢横手道路(東北中央道)についても2車線であり、機能強化を早期に図る必要がある。</li> <li>市内の幹線道路は、災害時に円滑な救助活動、救護支援、建設機械車両輸送など重要な役割を担う。国道や県道の整備に協力するとともに緊急輸送道路や避難路等の整備推進、高速道路・防災拠点等へのアクセス機能の強化を図る必要がある。</li> <li>災害の拠点として「道の駅」の機能整備を講じる必要がある。</li> <li>国や関係市町村と連携し、広域交通の要となる高速道路等のネットワーク化を推進しているが、横手インターチェンジは、湯沢横手道路と秋田自動車道との接続地となっており、観光、輸送、広域支援、医療など重要な拠点性を持つため、さらなる具体策を講じる必要がある。</li> <li>全ての災害に対してリダンダンシー機能も考慮した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路・幹線道路等の整備について、緊急輸送道路ネットワークの寸断を想定した道路ネットワークの構築、機能強化、整備促進を進めていく。</li> </ul>

② **道路施設の老朽化対策**【国/県/建設部建設課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度の道路法改正に伴い、従来からの橋梁点検のほか、トンネルやシェッド等の道路施設の点検を進めており、今後、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路施設の急速な老朽化に対応するため、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について、整備を推進する。また、橋梁やトンネル・シェッド等の道路施設について、定期的に点検を行い、長寿命化修繕計画に基づき計画的に老朽化対策を進めていく。</li> </ul>

### ③ 道路の防災対策【国/県/建設部建設課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の防災対策については、橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面对策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路の防災対策を一層推進する必要がある。</li> <li>今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要とされる箇所について、計画的に推進していく必要がある。</li> <li>橋梁やトンネルは長寿命化修繕計画に基づき、計画的に施していくほか、大型法面、小規模構造物の点検や路面下の空洞化調査も実施する必要がある。</li> <li>道路街路灯や道路防風防雪柵、防護柵等の工作物や構造物の老朽化対策についても更新の計画の推進が必要である。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土・擁壁等の崩落危険箇所や雪崩の発生等の把握に努め、それら危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。</li> <li>要配慮者利用施設や重要な公共施設などを保全対象とする土石流・急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべりの兆候のある箇所などについて、重点的に対策施設整備を推進する。</li> <li>地すべり区域内に一級河川、鉄道及び市道が含まれ、地すべり災害が発生した際には地域住民の生命・財産及び地域経済に甚大な被害を与えることから、重点的に地すべり防災対策を進めていく。</li> </ul>

#### ➤ 想定：鉄道施設の機能が停止する

### ④ 鉄道施設・設備の強化【総務企画部危機対策課/東日本旅客鉄道(株)秋田支社】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR東日本(秋田支社)では、災害に伴う被害が予想される橋梁・盛土・トンネル等の定期的な検査を行い、必要に応じて補強・取替え等の対策を実施することとしている。また、平常時から、災害時を想定した警戒体制の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努めている。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道施設の維持管理・補強等を行うほか、引き続き、災害発生時に迅速な復旧を図るため、非常参集等の防災訓練や必要な資機材の確保に努める。</li> </ul>



## 最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

### ➤ 想定：大規模かつ長期にわたり停電する

#### ① 電力施設・設備の強化【総務企画部危機対策課/東北電力(株)秋田支店横手電力センター】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北電力(株)(秋田支店)では、水害・風害・塩害・雪害・地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視・点検など保守業務にも万全を期すこととしている。</li> <li>東北電力(株)秋田支店横手電力センターと「災害時の協力に関する協定」を締結しており、医療機関や市庁舎の電力優先復旧やリエゾンの派遣等を要請することとしている。</li> <li>計画停電(輪番)への対応と対策について関係機関等との情報共有を図る。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害で得た知見等を設備構築に反映させるなど、引き続き、常に災害に強い設備づくりに取り組んでいくとともに、災害発生時における復旧要員や復旧資材等の確保、災害対策訓練の更なる充実に努める。</li> <li>東北電力(株)秋田支店横手電力センターとの災害時協定を確認し協力体制の強化を図る。</li> <li>大規模自然災害直後の計画停電(輪番)への情報共有を行い、迅速な対策が講じられるよう努める。</li> </ul>

### ➤ 想定：石油燃料が確保できない

#### ② 石油燃料の確保【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害時には緊急通行車両や避難所の暖房等に必要な石油燃料の調達・供給を要請することとしている。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結している団体との連携を図っていくほか、災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図る。</li> </ul>

### ➤ 想定：長期にわたりガスの供給機能が停止する

#### ③ ガス供給施設・設備の強化【総務企画部危機対策課/一般社団法人秋田県LPガス協会】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人秋田県LPガス協会と「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結しており、災害応急対策業務等に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の供給を要請することとしている。</li> </ul>
-----------	---

回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ガス供給設備の強靱化を推進するとともに、大規模自然災害発生時は、「災害対策本部」を設置し情報を収集・集約し、適切な対応を図る。大規模自然災害の発生等において、二次災害を防ぐ為にやむをえずガスの供給を停止する場合は、供給区域をブロックに分けて管理することで緊急時にガスの供給を停止する範囲を最小限に抑えるとともに、安全を最優先しつつ早期にガスの供給を復旧できるよう、連携を図り、日本ガス協会を中心に全国各地の各ガス事業者との応援体制を確立し効率よく作業を進める。</li> </ul>
-------------	---

### 最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

#### ➤ 想定：上水道機能が停止する

##### ① 水道施設の耐震化【上下水道部水道課/経営管理課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要施設の耐震診断を実施するとともに基幹管路の更新を計画的に進めて行く必要がある。</li> <li>水道庁舎は、耐震改修しても建物の長寿命化が図れないことから、耐震診断を行っておらず、今後、新築又は移転する必要がある。新築又は移転までの間に大規模地震等が発生した際は倒壊や損壊の危険があるため、代替事務所を決めておく必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要施設の耐震診断を実施するとともに基幹管路の更新を計画的に進める。</li> <li>新築又は移転までの間に大規模地震等が発生した際は倒壊や損壊の危険があるため、代替事務所を決めておく。</li> </ul>

##### ② 水道施設の老朽化対策【上下水道部水道課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を進めて行く。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を進めていく。</li> <li>各施設の長期修繕計画や長寿命化計画を策定しており、取水施設、送水施設の更新工事を順次実施していく。</li> </ul>

##### ③ 水道における業務継続体制の強化【上下水道部水道課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道業務継続計画(BCP)に係る課題を抽出、整理する必要がある。</li> </ul>
-----------	---

回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道業務継続計画(BCP)に係る課題を抽出、整理し、策定を進める。</li> </ul>
-------------	--

➤ 想定：消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される

④ 消火栓の老朽化対策【消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。</li> <li>代替施設となる耐震性防火水槽の整備を計画的に進めていく必要がある。</li> <li>秋田県南地区生コンクリート協会と「災害時における消防用水の確保に関する協定」を締結しており、災害等における消防用水の供給を必要とする事態が発生した場合、要請することとしている。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の耐震化及び老朽化対策を推進する。</li> <li>代替施設となる耐震性防火水槽の整備を計画的に進める。</li> <li>災害時における消防用水の確保に関する協定を締結している秋田県南地区生コンクリート協会との連携を図っていくほか、災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図る。</li> </ul>

【重要業績指標】目標年度

- ① 上水道(基幹管路)の耐震化率 32.9%(R1) ⇒ 令和3年度策定予定
- ③ 上水道業務継続計画(BCP) 策定済(R6)
- ④ 耐震性公設防火水槽数 93基(R2) ⇒ 107基(R6)

【推進する事業】

- 消防防災施設整備費補助金事業

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

➤ 想定：下水道機能が停止する

① 下水道施設の耐震化【上下水道部下水道課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時における最低限必要な下水道機能確保のため、管路施設の耐震化をさらに進める必要がある。</li> </ul>
-----------	---

回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の耐震診断を実施するとともに、基幹管路の更新を計画的に進める。</li> </ul>
-------------	---

## ② 下水道施設の老朽化対策【上下水道部下水道課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設は老朽化が進んでいるため、ストックマネジメント計画に基づき計画的に老朽化対策を推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストックマネジメント計画に基づき、施設の修繕・改築を進める。</li> </ul>

## ③ 下水道における業務継続体制の強化【上下水道部下水道課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道業務継続計画(BCP)については策定済みであり、今後は計画の実効性をさらに高める必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道業務継続計画(BCP)に基づく訓練を行い、業務継続体制の強化及び計画の継続的な改善を図る。</li> </ul>

### ➤ 想定：農業集落排水施設の機能が停止する

## ④ 農業集落排水施設の老朽化対策【上下水道部下水道課/農林部農林整備課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水施設は老朽化が進行しているものの、機能診断を実施していない地区もあり、診断の早期実施と老朽化対策の計画的実施を促進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した農業集落排水施設の機能診断の早期実施と、診断に基づく対策の計画的実施を図る。</li> </ul>

### ➤ 想定：浄化槽の機能が停止する

## ⑤ 合併処理浄化槽への転換促進【上下水道部下水道課/市民福祉部生活環境課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化した単独浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換、整備する必要がある。</li> </ul>
-----------	--

回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。</li> </ul>
-------------	---

➤ **想定：し尿処理が停止する**

⑥ 災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築【市民福祉部生活環境課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生した場合、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、災害時協力体制の協定に基づき、関係機関との連携を推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害時におけるし尿等収集運搬に関する協定」を既に締結しており、協定内容の確認を各事業所と随時行いながら、連携を強化する。</li> </ul>

⑦ 災害時に備えたし尿処理施設の整備【市民福祉部生活環境課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化したし尿処理施設の施設や設備について、機能保全を適切に図る必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿施設の精密機能検査を行い、施設や設備の機能回復に必要な工事を実施する。</li> </ul>

**【重要業績指標】目標年度**

- ① 重要な幹線等の耐震化率(下水道) 100%(R1)
- ③ 下水道業務継続計画(BCP)の策定 策定済
- ⑤ 浄化槽のうち合併処理浄化槽の構成比率 88.7%(R1) ⇒ 90.0%(R5)

**最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**

➤ **想定：信号機が全面停止する**

① 停電時の信号機滅灯対策【総務企画部危機対策課/横手警察署】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機滅灯対策を進める必要がある。</li> </ul>
-----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>横手警察署では可搬型発動発電機を保有しており、停電時には信号機にケーブルを接続して電源供給を行うこととしている。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の停電に起因する道路交通の混乱を防止するため、信号機電源付加装置の整備を進める。</li> <li>横手警察署では、可搬型発動発電機を保有しており、停電時には、信号機にケーブルを接続して電源供給を行うこととしている。</li> </ul>

## 最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

### ➤ 想定：長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する

#### ① 電話施設・設備の強化【総務企画部危機対策課/東日本電信電話(株)秋田支店】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT東日本(秋田支店)では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話(特設公衆電話)の事前配備を連携して進めている。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信の途絶を防止するため、引き続き、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話(特設公衆電話)の事前配備を連携して進める。</li> <li>電気通信設備や建物、鉄塔などの信頼性向上に取り組むほか、災害発生時に迅速な復旧を図るため、災害対策機器及び車両の配備や資機材の確保に努める。</li> </ul>

#### ② 携帯電話設備の信頼性向上【総務企画部情報政策課/危機対策課/(株)ドコモCS東北秋田支店】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTTドコモでは、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化および通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸出しを行っている。</li> <li>防災拠点となる本庁及び地域局庁舎、小中学校等に公衆無線LAN(Wi-Fi)環境を整備している。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信の途絶を防止するため、引き続き、通信システムの高信頼化に取り組むほか、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図るため、移動基地局車両や移動電源車の配備、被災時の措置マニュアルの策定や防災訓練の実施に努める。</li> </ul>

**【重要業績評価指標】**

① 指定避難所等への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置数 96 避難所 248 回線

**最悪の事態 4-7 ライフラインの復旧に大幅な遅れが発生****➤ 想定：災害発生後ライフラインの復旧が遅れる****① ライフラインの復旧対策【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害発生直後からのライフラインの停止は、市民生活に長期間にわたる重大な支障を及ぼす。</li><li>・ 災害復旧にかかる災害時応援協定関係各機関等との訓練と情報の共有を図る。</li></ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ライフラインの復旧が早期に実施できるよう、日ごろから応急復旧用資機材の確保を図る。</li><li>・ 災害時応援協定関係各機関等との復旧態勢を確立し復旧作業の円滑化を図る。</li></ul>

**② ライフライン関連施設の老朽化対策と耐震計画【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策や耐震計画を進めて行く必要がある。</li></ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策や耐震計画を進めていく。</li><li>・ 被災しにくい設備づくりや設備の多様化、多ルート化やバックアップ機能を確保し、被災時の影響を軽減する。</li></ul>

## 目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

### 最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

#### ➤ 想定：市内の企業活動が停止する

##### ① 企業における業務継続体制の強化【商工観光部商工労働課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>市内企業の業務継続計画(BCP)の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発するなど計画策定を支援する必要がある。</li></ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>市内企業の業務継続計画(BCP)の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。</li></ul>

### 最悪の事態 5-2 重要な商業施設の損壊、火災、爆発等

#### ➤ 想定：誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等

##### ① 誘致企業における業務継続体制の強化【商工労働部企業誘致課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>市内誘致企業の業務継続計画(BCP)策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めていく必要がある。</li></ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>市内企業の業務継続計画(BCP)の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。</li></ul>

##### ② 化学消火薬剤の貯蔵【消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>重要な産業施設等の火災に備え、化学消火薬剤を備蓄していくほか、定期更新する必要がある。</li></ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>重要な産業施設等の火災に備え、化学消火薬剤を備蓄していくほか、定期更新する。また、災害時の初動対応、緊急点検、消火放水、避難等の必要な措置の習熟を図る。</li></ul>



➤ **想定：大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等**

③ **大規模商業施設等における業務継続体制の強化【商工観光部商工労働課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内大規模商業施設の業務継続計画(BCP)策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めていく必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内大規模商業施設等の業務継続計画(BCP)の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。</li> </ul>

**【重要業績指標】目標年度**

② 化学消火薬剤備蓄量 1,960 リットル(R2)

**最悪の事態 5-3 農業の停滞**

➤ **想定：農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動が停滞する**

① **農林業生産基盤と農業経営基盤の強化【農林部農業振興課/農林整備課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業協同組合等と連携し、老朽化した集出荷施設などの強化や更新を推進する必要がある。</li> <li>農業生産基盤整備事業を計画に基づき進めていく必要がある。</li> <li>農業の担い手の減少や高齢化等による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、担い手の支援が必要である。</li> <li>不耕作農地が耕作放棄地化しないよう的確な状況把握と指導が必要である。</li> <li>高齢化や過疎化に伴う農業構造の脆弱化を招かないよう、農業経営基盤の強化が必要である。</li> <li>農業における作業負担の軽減と収益向上の取り組みとして、スマート農業の推進が必要である。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業協同組合等と連携し、老朽化した集出荷施設などの強化や更新を推進する。</li> <li>農業生産基盤整備事業を計画に基づき進めていく。</li> <li>農業経営の効率化に向けた農業法人化や地域農業担い手への利用集積の推進を図る。また、短期農業体験研修や充実した就農支援制度など、多様な新規就農者の確保、育成についても推進していく。</li> <li>耕作放棄地の発生防止に向けた適切な指導及び農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積による農地の保全を図る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域農業の担い手の農地を集積、集約化等することにより、農業経営基盤の強化を推進する。</li><li>・ 農業協同組合等と連携し、老朽化した集出荷施設などの強化や更新を推進する。</li><li>・ 農業生産基盤整備事業を計画に基づき進めていく。</li><li>・ 農業気象サービスや、高精度位置情報 (ICT) システムによる土地利用型農業に対応したアシスト走行機器の啓発普及を推進する。</li></ul>
--	--

## 目標6. 制御不能な二次災害を発生させない

### 最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### ➤ 想定：ため池が決壊、または機能不全に陥る

##### ① ため池ハザードマップの整備【農林部農林整備課/総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>防災重点ため池(下流に人家、公共施設等がある大規模なため池)について、県と連携しながらハザードマップを作成し、地域住民に情報提供する必要がある。</li></ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>防災重点ため池(下流に人家、公共施設等がある大規模なため池)について、県と連携しながらハザードマップの作成を進める。</li></ul>

##### ② 農業用ため池の整備【農林部農林整備課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池については、県と連携しながら補修・補強等を進める必要がある。</li></ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>老朽化等により漏水、クラック、断面変形等が認められるため池については、県と連携しながら補修・補強等を進める。</li></ul>

#### ➤ 想定：ダム（県施設等）が決壊、または機能不全に陥る

##### ③ 県との連絡体制の強化【総務企画部危機対策課/消防本部】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"><li>市内に存在する大松川ダム、相野々ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、県との連絡体制を強化する必要がある。また、相野々ダムについては、管理者である秋田県南旭川水系土地改良区と連絡体制の強化をする。</li></ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"><li>河川管理者である国土交通省及びダム管理者並びに関係利水者で、一時的に洪水を調整するための容量を利水容量から確保するため、雄物川水系治水協定を締結する。⇒ R2. 5. 29 締結</li></ul>

➤ 想定：防災施設が損壊、または機能不全に陥る

④ 河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<p><b>再掲</b>1-2②(河川・ダム関連施設の老朽化対策)【総務企画部危機対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川及びダム関連施設は、洪水被害から住民の生命・財産を守るものであり、長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>再掲</b>1-3⑦(土砂災害対策施設の老朽化対策)【総務企画部危機対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の老朽化による機能低下が懸念されており、県では現在、全施設の点検・健全度調査を進めている。今後、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<p><b>再掲</b>1-2②(河川・ダム関連施設の老朽化対策)【総務企画部危機対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の進行する河川・ダム関連施設について、国、県と連携し老朽化対策を計画的に推進する。</li> </ul> <p><b>再掲</b>1-3⑦(土砂災害対策施設の老朽化対策)【総務企画部危機対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県では、土砂災害対策関連施設の長寿命化計画を策定中であり、今後老朽化対策を計画的に推進する。</li> </ul>

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

➤ 想定：農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する

① 農業・農村の多面的機能の確保【農林部農林整備課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業・農村の多面的機能の確保は重要であり、農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を支援する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業・農村の多面的機能の確保のため、農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を促進する。</li> </ul>

② 農業水利施設の保全管理【農林部農林整備課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹的農業水利施設(頭首工、用排水路等)の機能保全対策を行い、効率的な補修・更新等の長寿命化対策とライフサイクルコストの低減を進める必要がある。国県営事業により造成された基幹施設は土地改良区、地域の農業用排水路は多面的機能交付金を活用している組織が機能保全活動に取り組んでいる。</li> </ul>
-----------	---

回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹的農業水利施設(頭首工、用排水路)の機能保全対策を行い、効率的な補修・更新等の長寿命化対策とライフサイクルコストの低減を進める。</li> </ul>
-------------	--

**③ 森林整備【農林部農林整備課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、県が策定した雄物川地域森林計画に基づき、計画的な間伐等の森林整備を推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、県が策定した雄物川地域森林計画に基づき、間伐等の整備を推進する。</li> </ul>

**④ 林道整備【農林部農林整備課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備の推進による防災・減災対策に資するため、雄物川地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道の整備を推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備を進めるため、雄物川地域森林計画に基づき、林道の整備を推進する。</li> </ul>

**【重要業績指標】目標年度**

- ① 日本型直接支払実施面積(多面的機能・中山間直払)
  - 多面的機能支払交付金 12,127ha(R1) ⇒ 12,175ha(R6)
  - 中山間直接支払交付金 718.3ha(R1) ⇒ 629.6ha(R6)
- ③ 森林整備 8,129ha
- ④ 林道の整備 14 路線

**【推進する事業】**

市有林造成事業 横手市森林整備事業 多面的機能支払交付金 中山間直接支払交付金  
 水利施設整備事業 基幹水利ストックマネジメント事業 戦略作物生産拡大基盤整備事業  
 重点戦略作物作付等推進事業

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

➤ 想定：災害廃棄物処理が滞る

① 災害廃棄物処理等の協力体制の構築【市民福祉部生活環境課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生した場合、協同組合横手環境協議会並びに横手環境保全振興会、有限会社横手環境管理サービスと締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生した場合、協同組合横手環境協議会並びに横手環境保全振興会、有限会社横手環境管理サービスと締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を強化する。</li> </ul>

② 災害廃棄物の処理体制の整備【市民福祉部生活環境課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生した場合、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。</li> <li>迅速な処理体制を構築するため、既に策定してある「災害廃棄物処理計画」を必要に応じて見直す。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、「地域防災計画」に基づき、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関等の連携を強化する。</li> <li>災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、策定済みの「災害廃棄物処理計画」を必要に応じ、適切な見直しを行う。</li> </ul>

## 最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### ➤ 想定：災害時に建設事業者の協力が得られない

#### ① 災害対応に不可欠な建設業との連携【総務企画部危機対策課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>横手市測量協会、横手市建築家協会、横手市建設業協会、横手市電気工事業協会、横手市管工事協会の5団体と災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定を締結し、建設関係団体との協力体制を構築しているところであるが、引き続き建設関係団体との連携を図っていく必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設関係団体と災害時における協力体制の構築を図っているところであるが、今後とも、定期的に連絡体制の確認を行うなど、継続的な連携を強化する。</li> </ul>

#### ② 建設産業の担い手の確保・育成【県/建設部建設課/一般社団法人秋田県建設業協会】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業においては、若年者の減少と就業者の高齢化の進展により担い手不足が深刻化しており、県では「建設業担い手確保育成支援事業」等により、建設業団体等が実施する担い手確保・育成の取組を支援しているところであるが、関係機関との連携を図りながら、さらに取組を強化する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の迅速な復旧・復興のほか、今後早急な対応が求められるインフラの老朽化対策などを着実に進めるため、担い手となる建設産業従事者の確保・育成が不可欠であることから、公共事業費の安定的確保と年間工事量の平準化に努めるとともに、建設業団体や教育機関などと連携を図り、若年者等への魅力発信と若手技術者等のキャリアアップの取組への支援に加え、新たに建設産業での女性の活躍や生産性向上に向けた取組を総合的に推進する。</li> <li>県では、建設業の担い手確保の方策を検討するため発足した「秋田県建設業担い手確保・育成検討委員会」において、労働環境の改善策や教育訓練のカリキュラム等についてとりまとめるなど、行政、教育関係機関との連携により取組を推進していくことから、県と連携を図る。</li> </ul>

### ➤ 想定：災害ボランティアの受入れが滞る

#### ③ 災害ボランティアセンターの設置・運営への支援【市民福祉部社会福祉課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時には市社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」を迅速に設置・運営できるよう、関係機関と連携して市が現地調査で得た情報の提供やボランティア募集等の周知を図る必要がある。</li> </ul>
-----------	---

回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時には市社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」を迅速に設置・運営できるよう、関係機関と連携して市が現地調査で得た情報の提供やボランティア募集の周知を図る。</li> <li>外国人に通訳を行うボランティアの登録を推進する。</li> </ul>
-------------	---

**【重要業績指標】目標年度**

③ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定 策定済

**最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

➤ **想定：災害時に地域コミュニティ機能が減退する**

① **自主防災組織の育成強化等【総務企画部危機対策課】**

脆弱性の評価と課題	<p><b>再掲1-6①自主防災活動の充実・強化【総務企画部危機対策課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける必要がある。市内の自主防災組織率は、全国平均を下回っており、組織数の拡大と併せて、活動の充実・強化を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>再掲2-3③消防団への加入促進【消防本部】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、県と連携した広報活動を行うとともに、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や消防団協力事業所の認定促進等を地域住民に働きかける必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<p><b>再掲1-6①自主防災活動の充実・強化【総務企画部危機対策課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成に向けた取組を働きかける。</li> </ul> <p><b>再掲2-3③消防団への加入促進【消防本部】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員の確保に向けて、広報活動を行うとともに、団員の教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図る。また、機能別消防団、勤務地団員の制度等の導入や消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して促進する。</li> </ul>

② **地域づくり活動への支援【まちづくり推進部地域づくり支援課】**

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時にお互いを助け合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、平常時から連帯感を深め、地域の住民が主体となった地域の活性化や課題解決のための活動に対し支援している。</li> </ul>
-----------	--



回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり活動関係補助金の活用により、地域の活性化や地域課題の解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域の活動を支援する。</li> </ul>
-------------	---

### ③ 除雪ボランティア参加協力の推進【市民福祉部社会福祉課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市社会福祉協議会と連携し、民生児童委員や福祉協力員等との協力により、市民に対し除雪ボランティアへの参加協力を呼びかけ、共助意識の高揚を図る必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>市社会福祉協議会と連携し、民生児童委員や福祉協力員等との協力により、市民に対し除雪ボランティアへの参加協力を呼びかけ、共助意識の高揚を図る。</li> </ul>

#### 【重要業績指標】目標年度

- ①-1 消防団員数の条例定数充足率(2-3③-1の再掲) 91.5%(R2) ⇒ 93.0%(R6)
- ①-2 消防団協力事業所数(2-3③-2の再掲) 60事業所(R2) ⇒ 65事業所(R6)
- ②-1 町内会等活動補助金活用団体数 114件(R1) ⇒ 300件(R5)
- ②-2 地域づくり活動補助金活用団体数 97件(R1) ⇒ 110件(R5)

## 最悪の事態 7-4 土砂崩壊、地すべり等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### ➤ 想定：災害時に官民の敷地境界が不明確になる

#### ① 地籍調査事業の促進【財務部財産経営課】

脆弱性の評価と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害や地すべり等による災害時に官民境界が不明確となり、応急工事や仮設工事、復旧工事等における工事着手の遅延が想定されることから地籍調査を推進する必要がある。</li> </ul>
回避するための推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災マップで土砂災害や地すべりの危険性が高いとされている地域における地籍調査を優先的に実施し、官民境界の座標値管理(数値情報化)を推進する。</li> </ul>

#### 【重要業績指標】目標年度

- ① 地籍調査進捗率 41.0%(R1) ⇒ 47.0%(R6)

《横手市国土強靱化地域計画別冊の策定・改訂履歴》

- ◆令和3年 1月 策定
- ◆令和3年11月 改訂
- ◆令和4年 5月 改訂

横手市国土強靱化地域計画 別冊  
( 令和4年5月月改訂 )

---

秋田県横手市総務企画部危機対策課

〒013-8601

秋田県横手市条里一丁目1-1

TEL 0182(35)2195

FAX 0182(33)1300

---